

韓国の第4次オリニジップ標準保育課程の研究—改訂内容と特徴分析—

新井美保子* (愛知教育大学)、丹羽孝** (名古屋市立大学)

矢藤誠慈郎*** (和洋女子大学)、韓在熙**** (四天王寺大学短期大学部)

A Study on the National Curriculum (4th) of Childcare Center in Korea

Mihoko ARAI *, Takashi NIWA **, Sejiro YATO*** and Jaehee HAN****

* *Department of Early Childhood Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan*

** *Professor Emeritus, Nagoya City University, Nagoya 467-8501, Japan*

*** *Department of Child Development and Education, Wayo Women's University, Ichikawa 272-8533, Japan*

**** *Department of Child Education, Shitennoji University, Habikino 583-8501, Japan*

要 約

本稿は、2020年4月に改訂告示、同年9月より施行された韓国の第4次オリニジップ標準保育課程について、その沿革及び改訂内容と特徴を明らかにすることを目的としている。合わせて幼児教育界で使用されている「curriculum」の日本での使用方法の問題についても言及した。韓国の保育施設に適用されている国家水準の保育課程は、2007年に0-5歳の乳幼児の全人的な成長・発達のために制定(第1次)された。そして2011年「5歳ヌリ課程」の制定以降は順次対象年齢を変更しており、第3次標準保育課程は0-2歳児を対象とすることとなった。そして本研究の対象である第4次標準保育課程は、「第3次中長期保育基本計画」(2018-2022)及び「幼児教育発展基本計画(2018-2022)」の実現と「2019改訂ヌリ課程」との一貫性を持たせたこと、乳幼児中心・遊び中心の保育課程という特徴を強調していることが明らかになった。

Keywords : 韓国幼児教育 第4次標準保育課程 オリニジップ 乳幼児・遊び中心保育課程

I. 研究の目的と方法

1. 目的

本研究は韓国の保育施設(オリニジップ : 어린이집)に適用されている最新版の国家水準保育課程を対象に、その沿革及び内容と特徴を明らかにすることにある。ちなみに韓国の幼児教育・保育界で運営されている教育課程は、大きくは2つに分類できる。1つは幼稚園と保育施設の3-5歳児に共通に適用されている教育課程(『ヌリ課程』)で、現在は2019年7月に改訂・告示された『2019改訂ヌリ課程』が適用されている。

もう1つは、保育施設で使用されている保育所保育課程である。韓国における保育所保育課程(以下保育課程)は、『標準保育課程』制定(2007)以前は、国

家水準の保育課程は存在していなかった。この最初に制定された保育課程は、『第1次標準保育課程』と呼ばれている。そしてこの標準保育課程は以後2次(2012年)、3次(2013)と改訂され、現在は2020年4月に改訂告示された『第4次標準保育課程』が施行されている。私たちは、この『第4次標準保育課程』を研究対象としている。

2. 研究方法

本研究は基本的に文献研究である。そして本研究で主として使用する基本文献は、①第4次標準保育課程告示文(保健福祉部告示 第2020-75号)と、②『第4次標準保育課程解説書』(保健福祉部, 2020)である。

また、本研究の主題である『保育課程』という学術用語の用法について、韓国の用法を参考にして、日本

における curriculum 関連用語のワーディング (wording : 語法) について整理した上で、韓国幼児教育界から得た示唆点について言及したい。

(1) 国内先行研究

国内における韓国の標準保育課程(保育課程研究を含む)関連の先行研究には、以下のものがある。

①清水陽子、石川ますみ、古野愛子「日本における保育カリキュラムの現状と課題—『保育所保育指針』の領域『環境』・『表現』と韓国『標準保育課程』の『自然探究』・『芸術経験』の比較を中心に—」、九州産業大学人間科学、2020. 2、46-53

②大久保淳子、清水陽子、伴弘美「Current Situation and Issues of Pre-School Curriculum in Japan and Korea」OMEP、2019. 9

③清水陽子、大久保淳子、アンソンファ「韓国の『標準保育課程』と保育実践に関する一考察」、福岡県立大学人間社会学部紀要 No. 28-1、2019. 9、1-8

④全京和「日本と韓国における幼児教育のカリキュラムに関する比較考察—『幼保連携型認定こども園教育保育要領』と『3-5歳年齢別ヌリ課程』を手がかりに—」、地域連携教育研究 (2018) Vol. 2、41-53

⑤キムヒジョン「第三章 保育・教育課程—第二節 標準保育課程」(丹羽孝編著『韓国幼児教育への招待』韓国幼児教育研究会)、2016、35-50

このうち清水らによる一連の標準保育課程研究は、いずれも第3次標準保育課程を対象とした内容と特徴についての研究である(①、②、③)。④は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と「3-5歳年齢別ヌリ課程」との比較研究である。⑤は第1次-第3次標準保育課程の沿革の整理と、第3次標準保育課程の内容分析である。このように先行研究は第3次標準保育課程の研究に限定されていて、最新の第4次改訂版についての研究が要請されている。

(2) 教育課程関連の用語法の問題

以上のような内容と特徴分析に加えて、ここで考究しておきたい課題が1つある。それは curriculum という学術用語の使用法-wording の問題である。日本政府は幼稚園と保育所に適用される国家水準の教育課程について、それぞれ幼稚園教育要領と保育所保育指針(幼保連携型認定こども園教育・保育要領を含む)という呼称を使用してきた。そして、幼稚園教育要領については、幼稚園教育課程という術語を使用することがある。しかし、保育所保育指針については、はっきりと「保育所保育課程」と呼ぶことを認めていない点が疑問である。course なのか curriculum なのか、program なのか等を含めて、幼児教育課程関連の wording について検討・整理する必要がある。

参考までに、韓国の関連学術用語の現況を見てみよう。韓国では幼稚園については「幼稚園教育課程」という用法が定着している。現在では幼保統一教育課程

としての「ヌリ課程」(Nuri Curriculum) が使用されているが、それまでの国家水準教育課程は「幼稚園教育課程」と呼ばれていた。また、保育施設に適用されている curriculum は、現在は「標準保育課程」という名称となっている。このように韓国では、保育施設に対する国家水準教育課程は「保育課程」を使用し、両者を総称する概念として「幼児教育課程」が使用されていて、その用法は明確である¹⁾。

以上を勘案したとき、日本の幼児教育課程研究分野でも、関連学術用語の明確な概念規定と、その用法の整理が必要な時点に来ていると考えられる。

II. 「標準保育課程」の沿革

1. 第1次「標準保育課程」以前

第1次「標準保育課程」(2007)以前における韓国の保育課程は、保育事業及び保育関連法の制定を中心に整理できる。まず保育事業の側面から見ると、その始まりは1921年に開設された、キリスト教大花社会館の貧民児童と戦争孤児を救済するための託児事業だった。そして1945年の光復以降では、1950~53年の朝鮮戦争によって発生した戦争孤児等の収容施設における保護活動が、保育事業として行われた²⁾。それ以後の保育事業は、次に触れるように国家水準の法的整備の水準に依拠して、展開していった。

保育事業の発展過程を保育関連法の側面からみると、1961年に「児童福利法」が制定・施行され、韓国で初めて保育施設の設置基準、従事者配置基準、保育時間、保護内容等が具体的に規定された。ここで特徴的なのは同法第2条には要保護児童だけではなく、すべての児童が保育対象として明記されていたことだった。そして、1968年には「児童福利法施行令」が改訂されて、保育施設名が「託児所」から「オリニジップ」に改称されると共に、民間託児施設の設置が勧奨されたのだった。

1981年に成立した第3共和国(1981.3-1988.2)の時代では、政府の主要政策の1つとして「幼児教育の拡大」が示されたことを受けて、1981年には「児童福利法」が「児童福祉法」に改称され、保育施設名もオリニジップが「セマウル幼稚園」に変更された。そしてそれに続いて1981年には「幼児教育振興法」が制定され、翌年には「幼児教育総合振興計画」(1982年)が樹立された。この計画によって、幼児教育施設の量的増大政策が進められる結果となった。

1990年代以降になると女性の経済活動の増加及び社会的活動が飛躍的に増大して、それに起因する保育需要は一層高まっていった。そして1991年には「乳幼児保育法」が制定され、保育の法的土台が準備された。それに続いて、保健福祉部は1991年に「乳幼児保育プログラム」を告示した。その中には「保育対象の乳幼児の基本的欲求を充足させ、乳幼児を安全で健

康に保護し、調和のとれた発達を促進できる教育をする」ことを目的として設定して、健康、安全、栄養、教育の4つの領域の細部目標を提示していた。こうした先駆的準備過程を継承して、2004年に登場した「乳幼児保育法」第29条2項改訂(2004.12.31、改訂2005.3.24)において、女性家族部長官は標準保育課程を開発・普及することを強調し、さらに同条3項には標準保育課程によって乳幼児を保育するように努力しなければならないことが明記された。このようにして、国家水準での保育課程開発研究開始のために法的基礎が準備された。そして女性家族部では2005年11月に、「標準保育課程研究」を公表した。さらに2006年11月には、「乳幼児保育法施行規則」第30条関連の標準保育課程令が改訂(2005.6.23、改訂2006.11.10)された。これによって、韓国初の国家水準保育課程である「標準保育課程」の制定基盤が準備されたと見ることができる。

2. 第1次「標準保育課程」(2007年1月)

第1次「標準保育課程」は「乳幼児保育法施行規則」第30条を根拠として、標準保育課程の具体的な保育内容及び教師指針等、必要な事項を明記している。また第1次「標準保育課程」は、保育の管轄部署が女性家族部から保健福祉部に移管されたことをうけて、2010年9月に「標準保育課程の具体的保育内容及び教師指針」として、再告示(保健福祉部告示第2010-71号)された。

第1次「標準保育課程」の内容を調べてみると、第1に、保育課程の目的として「乳幼児の全人的な成長と発達を助け、民主市民としての資質を育み、乳幼児の心身が健康で調和のとれた社会構成員として育てるところにある。また、追求する人間像としては、自律的な人、創意的な人、多様性を認める人、民主的な人、我が文化を愛する人」という内容を提示している。

第2に、第1次「標準保育課程」は、保育対象である乳幼児の発達の要求及び家庭の保育需要・時代的及び社会的な要求に対応するための包括的な保育課程であることを踏まえて、保育内容は基本生活、身体運動、社会関係、意思疎通、自然探究、芸術経験の6つの領域で構成された。各領域は年齢集団別に満2歳未満、満2歳、満3-5歳児に区分されて、各年齢集団の目標と内容を系列的に経験するように構成された。また、各年齢集団別の保育内容は水準別に満2歳未満は1・2・3水準、満2歳は1・2水準、満3-5歳は1・2・3水準に分けられていたが、この水準とは年齢、発達、個人差を意味している。

第3に、第1次「標準保育課程」制定に見られるもう1つの特徴は、女性家族部が2006年11月に開発・告示した「保育プログラム開発第1巻総論」(2007年5月)の発刊である。これは女性家族部の委託によっ

て「育児政策開発センター」(現、育児政策研究所)が研究開発したもののだが、保育現場で活用できるように、「標準保育課程」に基づいた活動事例等が提示されている事が特徴的だった³⁾。

3. 第2次「標準保育課程」

第2次「標準保育課程」は、2011年9月から適用され始めた「5歳ヌリ課程」に対応して、0-4歳児対象の保育課程として改訂されたものだった。この第2次改訂の背景としては、第1次「標準保育課程」施行後の社会変化や保育状況等の多様化に対応するために、標準保育課程改訂の必要性が高まったことが原因の1つとして考えられる。改訂過程を調べて見ると、2010年6月に「標準保育課程改訂案の研究」が始まり、2011年3月の公聴会を経て告示というプロセスを予定していた。しかし2011年5月に、いわば突然的に「標準保育課程」と幼稚園の「幼稚園教育課程」を統合した、5歳児対象の共通教育課程として「5歳ヌリ課程」が制定された。これによって、オリニジップの5歳児は「5歳ヌリ課程」(2011年9月告示)を、0-4歳児は第2次「標準保育課程」(2012年2月告示)が適用されることになった。

この第2次「標準保育課程」では、「乳幼児個人の特徴と発達段階及び経験に適合した活動と実行の基準を提供して、乳幼児の全人的成長発達と意味のある学習が行われるようにする」点や「人間像に持続可能な生態環境の重要性とグローバル化の社会的変化を反映して、我が文化を愛する人間からさらに進んで、自然と我が文化を愛する人間」を目指すという保育哲学が示された⁴⁾。しかし保育内容体系については、第1次と同じ6領域構成だった。また各年齢集団区分については満2歳未満、満2歳、満3-4歳児に区分して、特に満3-4歳の保育課程は「5歳ヌリ課程」との連携が考慮されていることが指摘できる。各年齢集団別の保育内容では満2歳未満の場合、第1次の1・2・3水準から1・2・3・4水準に、満2歳は第1次と同一の1・2水準に、満3-4歳は、第1次の満3-5歳の1・2・3水準から満5歳が除外されることによって、1・2水準に変更された⁵⁾。

4. 第3次「オリニジップ標準保育課程」

幼保共通課程の「5歳ヌリ課程」(2011.9)制定に続いて、2012年7月からは「3-5歳年齢別ヌリ課程」が制定・施行された。そしてこの「3-5歳年齢別ヌリ課程」の目標と内容と連携して、0-2歳対象の第3次「オリニジップ標準保育課程」(保健福祉部告示第2013-8号)が改訂・告示された。

この第3次改訂版の特徴は、以下の4点に整理できる。第1は、第2次「標準保育課程」から第3次「オリニジップ標準保育課程」へと改称された点であ

る。第2は、この第3次改訂から改訂背景及び保育内容を具体的に理解できるための学習資料として、第3次「オリニジップ標準保育課程解説書」が作成・配布された点である。第3は、保育対象の「乳幼児」の用語について、再整立された点である。「乳幼児」の定義は「乳幼児保育法」第1条1項に依拠すると、「6歳未満の就学前児童」を意味していた。それに従えば、オリニジップに在園する乳幼児は、0歳児から就学前までの乳幼児が保育対象となる。しかし、「3-5歳年齢別ヌリ課程」では乳幼児の年齢を指す用語を、一貫して「満3歳から満5歳」と明記していたので、第3次「オリニジップ標準保育課程」の保育対象は、「0歳から2歳乳幼児」となった。第4に、「総論」の再整備である。この総論は、第2次「標準保育課程」の総論を基本としながら、「3-5歳年齢別ヌリ課程」の構成を考慮して、0-5歳乳幼児を含む標準保育課程としての特徴を提示している。つまり、第2次「標準保育課程」総論の構成は、保育課程の基礎、標準保育課程の構成、標準保育課程の運営で構成されていたが、

第3次「オリニジップ標準保育課程」の総論は、追求する人間像、標準保育課程の基本前提、構成方向及び体験、目的と目標、編成と運営、教授・学習方法、評価という内容の構成となっている。

0-2歳の保育内容は、第2次と同様の基本生活、身体運動、社会関係、意思疎通、自然探究、芸術経験の6つの領域、3-5歳児はヌリ課程の身体運動・健康、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探究の5領域で構成されている。

次に、第1次から第4次改訂までの標準保育課程の目的と追求する人間像をまとめたものが<表1>である。<表1>によれば、各改訂次の保育課程の目的では、「乳幼児の全人的な成長と発達を助け、民主市民としての資質を養い、乳幼児が心身とも健康で調和のある社会構成員として育つようにすること」という内容が通して挙げられている。そして第4次保育課程の目的に、「遊びを通して」という表現が明記された点は注目に値する。これは「遊び中心・子ども中心」を改訂の基本方向としている、「2019改訂ヌリ課程」の改訂方向を踏まえてのことだといえる。

表1 標準保育課程の目的と追求する人間像

第1次 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程の目的は乳幼児の全人的な成長と発達を助け、民主市民としての資質を養い、乳幼児が心身ともに健康で調和のある社会構成員として育つようにするところにある。 ・追求する人間像：自律的な人、創意的な人、多様性を認める人、民主的な人、我が文化を愛する人
第2次 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程の目的は乳幼児の全人的成長と発達を助け、民主市民としての資質を身につけ、心身が健康で調和のある社会構成員として育つようにするところにある。 ・追求する人間像：自律的な人、創意的な人、多様性を認める人、民主的な人、自然と我が文化を愛する人
第3次 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の心身の健康と全人的発達を助け、幸福を図り民主市民の基礎を形成することを目的とする。 ・追求する人間像：心身とも健康で幸福な人、自律的で創意的な人、自分と他人を尊重し配慮する人、自然と我が文化を愛する人、多様性を認める民主的な人
第4次 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育課程の目的は乳幼児が遊びを通して心身の健康と調和のある発達を成し、正しい人性と民主市民の基礎を形成することにある。 ・追求する人間像：健康な人、自主的な人、創意的な人、感性豊かな人、ともに生きる人

*第1次「標準保育課程」ー第4次「オリニジップ標準保育課程」より韓作成

Ⅲ. 第4次「オリニジップ標準保育課程」

1. 改訂背景

第4次改訂の政策的背景の中で最も大きな役割を果たしたのは、保健福祉部の「第3次中長期保育基本計画」(2018-2022)と教育部の「幼児教育発展基本計画」(2018-2022)である。「第3次中長期保育基本計画」では、「乳幼児の幸福な成長のために共にする社会」というビジョンの下、国政課題として「保育・養育に対する社会的責任の強化」を実現するための4分野、すなわち「保育の公共性の強化」、「保育体系の改編」、「保育サービスの品質向上」、「親の養育支援の拡大」が提示された⁶⁾。「保育体系の改編」課題では、保育課程の改善として、その間の乳幼児の教育需要の変化、ヌリ課程改編等の環境変化を反映し、年齢と発達水準に合わせた標準保育課程の改善を推進することで、特に日課計画において乳幼児の遊ぶ権利及び均衡的発達を保証することが示された⁷⁾。

また、2019年7月に告示された満3-5歳の幼保共通の「2019改訂ヌリ課程」改訂の政策的背景に「幼児教育発展基本計画」(2018-2022)がある。「2019改訂ヌリ課程」は「幼児・遊び中心」をキーワードとして改訂されており、これはオリニジップの満3-5歳児にも適用されている。そして、第4次「オリニジップ標準保育課程」においては、0歳から5歳児までの連続的経験と年齢間発達の連携のための改訂が必要となったのである。

特に、0-2歳対象の第4次「オリニジップ標準保育課程」改訂は、2019年10月からヌリ課程及び標準保育課程研究チームを中心に「第3次オリニジップ標準

保育課程（0-2歳）改訂研究」が行われた点も、特徴の1つである。これは保健福祉部の依頼によって「育児政策研究所」を中心に研究開発が行われ、2020年5月に最終報告書として「2020改訂標準保育課程（0-2歳）解説書開発研究」が提出された。そこには研究責任者のイミファ（育児政策研究所選任研究委員）を中心に3名の「育児政策研究所」の研究者と、12名の大学教授らが参加した。開発チームリーダーであるイミファ（2020）⁸⁾は、「『2019改訂ヌリ課程』における児童の経験と連携、年齢間の発達連携、保育現場の安定的な適用を助ける次元から保育課程の一貫性を高めるために第4次『オリニジップ標準保育課程（0-2歳を含む）』は同一方向で改訂した」と述べている。

また、乳幼児の教育需要の変化等も考慮され、0-2歳標準保育課程においても乳児の遊ぶ権利及びバランスのとれた発達が考慮された改訂が推進された⁹⁾。このように、第4次「オリニジップ標準保育課程（0-2歳）」改訂は、「2019改訂ヌリ課程」改訂の研究チームが中心となって行っており、「2019改訂ヌリ課程」改訂の核心である「幼児中心、遊び中心、教師の自律性の強化等」の基本方向性が反映されていることがわかる。

2. 告示文の内容と特徴

(1) 第4次オリニジップ標準保育課程の総論

第4次オリニジップ標準保育課程の告示の特性は、同解説書によれば以下の如くである¹⁰⁾。

- 1) 総論は3-5歳保育課程（ヌリ課程）の改訂方向と趣旨を受容し、アイデンティティ尊重保育の維持と、乳児保育の特性を反映したこと。
- 2) 0-2歳領域別内容は、第3次オリニジップ標準保育課程を土台に乳児保育の特性を反映したこと。
- 3) 既存の年齢体系を維持して0-1歳保育課程、2歳保育課程、3-5歳保育課程（ヌリ課程）として提示したこと。
- 4) 構成体系を調整し、領域、内容範疇、内容体系を維持して、0-1歳の4水準、2歳の2水準に区分していた細部内容を廃してひとまとまりの内容に統合したこと。
- 5) 0-2歳保育課程は従来の6領域を維持して、内容を簡略化したこと。
- 6) 全体的に乳幼児中心、遊び中心を追求したこと。
- 7) 乳幼児の基本権利の個別保障を重視して、乳幼児は個別的な特性を持つ固有な存在として尊重されるべきであることを強調したこと。

また、「標準保育課程の性格」としては、告示文に以下の5点が挙げられている。

イ. 国家水準の共通性と地域、機関及び個人水準の多様性を同時に追求する。

ロ. 乳幼児の全人的な発達と幸福を追求する。

ハ. 乳幼児中心と遊び中心を追求する。

ニ. 乳幼児の自律性と創意性の伸張を追求する。

ホ. 乳幼児、教師、園長、親及び地域社会と一緒に実現していくことを追求する。

これらの観点からも、幼児教育発展基本計画や世界の幼児教育の動向を踏まえ、2019改訂ヌリ課程との一貫性をもった教育課程を目指す方針であることがうかがえる。「追求する人間像」としては具体的に「イ. 健康な人間、ロ. 自主的な人間、ハ. 創意的な人間、ニ. 感性が豊かな人間、ホ. 共に生きる人間」の5点が挙げられており、従来と大きな違いは見られない。しかし、標準保育課程の目的には「乳幼児が遊びを通じて心身の健康と調和のとれた発達を成して、正しい人格と民主市民の基礎を形成すること」と記され、遊びの重要性を明確に打ち出したところに今回の告示内容の特徴がある。これらを実現するための具体的目標は、従来は0-1歳、2歳、3-5歳の3区分で設定されていたが、今回は0-2歳と3-5歳の2区分に変更され、より大綱化が進んだものとなっている。

【イ. 0-2歳保育課程の目標】

- 1) 自分の大切さを知って、健康で安全な環境で楽しく生活する。
- 2) 自分の事を自分でしようとする。
- 3) 好奇心を持って探索して、想像力を育てる。
- 4) 日常における美しさに関心を持ち、感性を育てる。
- 5) 人間と自然を尊重して、相互交流に関心を持つ。

【ロ. 3-5歳保育課程の目標】

- 1) 自分の大切さを知って、健康で安全な生活習慣を育てる。
- 2) 自分のことを自分で解決する基礎能力を育てる。
- 3) 好奇心と探究心を持って想像力と創意力を育てる。
- 4) 日常での美しさを感じて、文化的感受性を育てる。
- 5) 人間と自然を尊重し、配慮しながら交流する態度を育てる。

保育課程を構成する際には、

イ. 乳幼児は個別的な特性を持った固有の存在であることを前提に構成する。

ロ. 0-5歳すべての乳幼児に適用できるように構成する。

ハ. 追求する人間像の具現のための知識、技能、態度及び価値を反映して構成する。

ニ. 標準保育課程は次の領域を中心として構成する。

ホ. 0-5歳乳幼児が経験すべき内容で構成する。

ヘ. 小学校の教育課程との連携性を考えて構成する。

以上の6点を「構成の重点」として列挙し、ニの「領域」には、0-1歳保育課程と2歳保育課程は基本生活、身体運動、意思疎通、社会関係、芸術経験、自然探究の6つの領域を中心に構成すること、3-5歳ヌリ課程は身体運動・健康、意思疎通、社会関係、芸術

経験、自然探究の5つの領域を中心に構成することを示している。前述の「目標」は0-2歳がまとめられていたが、領域別目標・内容は従来通り0-1歳と2歳に分けてあり、発達に応じた構成となっている。

(2) 標準保育課程の運営

標準保育課程の「編成・運営」に関しては、例えば「一日の日課において外遊びを含めて、乳幼児の遊びが十分行われるように編成して運営することや「性、身体的特徴、障害、宗教、家族及び文化的な背景等による差別がないように編成して運営すること、「乳幼児の発達と障害の程度によって調整して運営すること等、6項目の観点を挙げている。また、乳幼児への支援については、「教授・学習」欄に「乳幼児の意思表示を尊重して、敏感に反応することや「乳幼児が興味や関心に応じて、遊びに自由に参加して楽しむようにすること、「乳幼児が遊びを通して学ぶようにすること」「乳幼児が多様な遊びと活動を経験することができるよう、室内外の環境を構成する」「乳幼児と乳幼児、乳幼児と教師、乳幼児と環境の間に能動的な相互作用が行われるようにする」等、8項目が挙げられている。これらの項目からは、乳幼児中心・遊び中心の保育や乳幼児主体の保育の実現に向けて、大きく保育を転換し定着を図ろうとする姿勢がうかがえる。なお、これらに続いて「標準保育課程の運営の質を診断して、改善するために、評価を計画して実施することなど「評価」の重点も4項目挙げられている。

(3) 領域別目標及び内容

0-1歳、2歳、3-5歳別に、各領域の目標と内容（内容範疇と内容）が記載されている。なお、3-5歳はヌリ課程である。0-1歳の領域別目標は次の如くである。

- I. 基本生活：健康で安全な日常生活を経験する。
〔①健康な日常生活を経験する。②安全な日常生活を経験する。〕
- II. 身体運動：感覚で探索して、身体活動を楽しむ。
〔①感覚探索を楽しむ。②身体活動を楽しく経験する。〕
- III. 意思疎通：意思疎通能力の基礎を形成する。
〔①日常生活で聞いて話すことを楽しむ。②読むことと書くことに関連した関心を持つ。③本とお話に関心を持つ。〕
- IV. 社会関係：自分を認識して、身近な人と関係を結ぶ。〔①自分を固有の存在だと知る。②安定的な愛着を形成して、友だち、教師と一緒に過ごす。〕
- V. 芸術経験：美しさを感じて経験する。
〔①自然と生活における美しさに関心を持つ。②芸術的経験を表現する。〕
- VI. 自然探究：周辺環境と自然に関心を持つ。
〔①日常での探索を楽しむ。②周辺環境を探索する。③生命と自然に関心を持つ。〕

6領域である点は従来と変わらない。しかし、例えば日本の0歳（乳児保育）では、身体的発達に関する視点、社会的発達に関する視点、精神的発達に関する視点の3視点に区分してねらい等を示していることと比較すれば、この標準保育課程は0歳から一貫した領域区分に基づき目標を設定しており、教育・保育的意図を重視した編成だと言える。

次に、2歳の領域別目標は次の如くである。

- I. 基本生活：健康で安全な生活習慣の基礎を形成する。〔①健康な生活習慣の基礎を形成する。②安全な生活習慣の基礎を形成する。〕
 - II. 身体運動：感覚を活用して、身体活動を楽しむ。
〔①感覚を活用して、身体を認識する。②身体活動を楽しむ。〕
 - III. 意思疎通：意思疎通能力と想像力の基礎を形成する。〔①日常生活において聞くことと話すことを楽しむ。②読み書きに関心を持つ。③本とお話面白さを感じる。〕
 - IV. 社会関係：自分を知って、他人と共に生活する経験をする。〔①自分を知って肯定的にみる。②他人と楽しく過ごすための態度を育てる。〕
 - V. 芸術経験：美しさを感じて楽しむ。
〔①自然と生活で美しさを感じて関心を持つ。②芸術を通じて自由に表現する。〕
 - VI. 自然探究：周辺環境と自然を探索する過程を楽しむ。〔①日常で探索する過程を楽しむ。②周辺環境に関心を持って探索する。③生命と自然に関心を持つ。〕
- 0-1歳と2歳の項目を比較すると、その領域の発達過程に即した目標の系統性がわかる。これらの目標には「内容範疇」とその「内容」が明示されている。例えば、III. 意思疎通の内容範疇「読み書きに関心を持つ」の内容には、0-1歳で「周辺の絵と象徴に関心を持つ」「殴り書きに関心を持つ」の2項目が挙げられているが、2歳ではそれぞれ「周辺の絵と象徴、文字に関心を持つ」「殴り書きをしながら表現することを楽しむ」と、「文字」や「表現することを楽しむ」等の内容が加わっている。また、VI. 自然探究の内容範疇「生活の中で探究する」の2歳の内容には「身近な物体の特性や変化を感覚で探索する」「物体の数量に関心を持つ」「周辺空間と形を探索する」「規則性に関心を持つ」「周辺の事物を同じか違うか区分する」「生活道具に関心を持つ」の6項目が挙げられている。これら内容範疇の項目は第3次標準保育課程から全面的に見直しが図られ、6領域合計で18項目から14項目に削減し大綱化されている。また、各内容も同様に0-1歳で48項目から40項目へ、2歳で51項目から43項目へ削減されると共に、水準の記述が削除された点は大きな変更点と言えるだろう。

3. 第4次標準保育課程解説書とその特徴

「第4次オリニジップ標準保育課程」の理解資料として、「第4次オリニジップ標準保育課程解説書」が保健福祉部より告示されている(第2020-75号)。ここではこの解説書に着目し、その内容と特徴を分析してみる。なお、解説書全体の構成は4部と資料(第4次オリニジップ標準保育課程告示文)からなっており、第1部は「第4次オリニジップ標準保育課程の理解」、第2部は「総論解説」、第3部は「0-1歳 領域別目標と内容理解」、第4部は「2歳 領域別目標と内容理解」で約250ページ構成となっている。

(1) 第4次オリニジップ標準保育課程解説書の目的
第1部では、第4次オリニジップ標準保育課程の告示の背景や特性について、3-5歳保育課程(ヌリ課程)にも触れながら説明がなされており、その内容はIII 1、2で述べた如くである。続いて本解説書の性格について、全国のオリニジップにおいて教師達がこの標準保育課程の「告示背景を理解して、総論と各論の領域別内容の意味を理解できるように助けるために」開発したとされている。具体的には「写真資料を活用して、遊び及び日常生活事例を中心に提示して」0-2歳担当教師が領域別の内容を容易に理解できるように支援することが説明されている¹¹⁾。その際、教師達の混乱を低減するため、第3次標準保育課程解説書及び指針書の内容を統合すると共に、2019改訂ヌリ課程解説書の様式を参考にして作成し、0-2歳児の特徴を考慮して活動を構成し保育現場で活用しやすいように構成したことが述べられている。保育教師が、0-1歳保育課程及び2歳保育課程に基づき0-2歳児の保育計画を樹立して実行できるように、また、それによって地域や保育機関に関わらず全ての0-2歳児が良質な保育サービスを受けることができるように支援するために作成されていることが見て取れる。

(2) 領域別目標と内容理解

次に、第3部(0-1歳)、第4部(2歳)の記述に基づいて、保育の実際について考察したい。

年齢別の各領域では、代表的な事例写真の掲載に続いて、目標、内容(内容範疇→内容説明)、内容範疇別に乳児経験の実際(事例・写真)→乳児経験の理解→教師支援、以上の項目で説明がなされている。従って、解説書には膨大な事例が掲載されている。一例として、日本では低年齢児には設定されていない、意思疎通の内容範疇「読み書きに関心を持つ」の内容について引き続き検討してみよう。この項目は、従来は「読む」「書く」という2項目に分かれていたが、今回は統合した上で「関心を持つ」という心情的な内容で設定されている。0-1歳では「乳児が周囲の絵や象徴に関心を持って、自由に殴り書きをすることに関心を持つという内容」、2歳では「乳児が周囲の絵と象徴、文字に興味を持って、これを活用し自由に殴り書きを

しながら、表現を楽しむ内容」と説明されている。そして、例えば0-1歳の「周辺の絵と象徴に関心を持つ」項目には「0-1歳乳児が自分の周りの身近な絵や掲示板、商標など、身近な象徴に関心を持つという内容」、「殴り書きに興味を持つ」部分では「0-1歳乳児は手に何かを握って壁や床面に殴り書きをしようとして、意図的に動いてどんな結果が現れるかに関心を持つという内容」という補足説明がされている。このように「読み書き」に関わる対象年齢児の行動等に注目して、非常に具体的に記述されており、子どもから出発する保育の実現、つまり子ども中心の保育の実現のために記述が工夫されていることがわかる。

続いて「乳児経験の実際」では、事例「私も書いてみるよ」が掲載されている。ここでは乳児ソラがダンボール紙を長く貼った落書き空間で落書きをし、色鉛筆で多様な線を書きながら自分の出す音を聞いている様子が取上げられている。教師は段ボールの裏面に日付とソラの名前を書き、ソラは教師や教師が書いた文字を見て、名前の周辺に色鉛筆で丸をいくつか描いたことが写真付きで報告されている。

この事例ではそれに続いて「乳児経験の理解」として「ソラは自分の名前の文字(ソラ)に関心を持って、丸を反復して殴り書きをして、周辺の絵と象徴に関心を持った」「ソラは教師の殴り書きを真似して、線を引くのを楽しんだ」など、行動の様子から窺える心情等を4点、分析的に挙げている。最後に「教師支援」として、空間、資料、相互作用の観点別に、環境構成の工夫や教師の直接的な援助について述べている。例えば「空間」では「教室の低い教材箱を活用して殴り書き空間を準備して、乳児が自由に殴り書きができるようにした」こと、「相互作用」の観点では「乳児が教師の真似をして裏面に丸を書くと、それを再び言葉で表現した。『ソラも先生と同じように裏面に書きたいでしょう。丸がこんなにたくさんあるね。』」等が記載されている。これらの教師の援助からは、個々の子どもの心情や状況を受け止め、個々に応じた環境を用意したり言葉をかけたりすることに力点を置くことの必要性が伝わってくる記述となっている。このように一見、遊びとは結びつきにくいような項目についても取上げ、そのための具体的な援助方法の例を解説書に多く示した点は、従来の保育方法からの転換を図る姿勢の現われと言えらる。

IV 考察

1. 国における保育の取り扱い

日本と韓国のそれぞれにおいて、保育所の発展段階として、①支援を必要とする子どもへの welfare から、すべての子どもを対象とする well-being へと変化したこと、②保育所の増加により、保育所も含めた乳幼児期の子どもへの教育への政策的関心が強まっ

たこと、③幼稚園との教育内容の共通化が目指されたことなどが、時期は異なるとしても、共通している側面であると言える。保育の所管省庁についても、日本においては、雇用均等・児童家庭局から子ども家庭局へと再編された中に組み込まれ、韓国においては女性家族部から保健福祉部に移管されるなど、労働する保護者の支援から、より子どもの well-being に比重をかけた位置づけとなっている。

2. 保育所に関する国家カリキュラムの取り扱い

日本の保育所保育指針には、韓国の(オリニジップ)標準保育課程に見られるような、「民主市民の資質を育む」といった観点は前面には押し出されていない。保育所保育指針では、乳幼児期における子どもの自己実現とでもいうべき育ちの側面に重きが置かれ、社会の形成者の一員となることを見通した内容については、それが十分に含意されているとはいえ、明示的に掲げられてはいない。軍国主義からの脱却という命題の下で、日本では、教育・保育が国民統制の手段となったことへの反省と懸念により国家社会のための教育・保育という面がソフトにしか示されてきていない一方で、韓国では、軍事国家が跋扈した経験から対抗的に、民主主義を担う子どもの育成を明確に打ち出している。

一方で保育実践の内容については、基本生活、身体運動、社会関係、意思疎通、自然探究、芸術経験の6つの領域から成っており、日本における、養護と教育(＝いわゆる保育内容の5領域＝健康・人間関係・環境・言葉・表現)という構成に大きく重なる。また、「ヌリ課程」が3歳以上の子どもに対する教育のカリキュラムとして定位されたことは、日本において、3歳以上児への教育内容と「育みたい資質能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が幼稚園・保育所・認定こども園において共通化されたことと軌を一にしていると言える。

また、保育所保育指針には、カリキュラムとしての保育の内容(第2章)に加えて、健康及び安全(第3章)、子育て支援(第4章)、職員の資質向上(第5章)も含めて構成しており、保育所保育指針＝カリキュラムではなく、保育所保育指針≧カリキュラムとなっており、保健・安全や研修等が上位の法令で十分に規定されていない保育所の法的な脆弱さの表れであると考えられる。

3. 発展課題

日本と韓国において保育の発展の過程では共通性が多いが、保育における国家カリキュラムの現れ方は、日本と韓国の幼保一体化(一元化)のあり方と幼稚園及び保育所が置かれた法的な位相の差異や複雑さを反映していると言える。そしてこのことが、日本

におけるカリキュラムのワーディングの一種の混乱の要因になっていると考えられる。

カリキュラムを「教育課程」として限定的に捉えるか、生活も含む幼稚園・保育所・認定こども園での様々な計画の総体としての「全体的な計画」として捉えるか、それらの施設での無意図的教育(潜在のカリキュラム)も含む経験の総体としてより広く捉えるかについて、制度上の使い分けを越えた合意を形成していくことが望まれる。

引用文献

- 1) 文美玉(2012)「乳幼児教育課程」創知社
- 2) コムンスク他(2010)「保育課程」良書院
- 3) 育児政策開発センター(2006.11)「保育プログラム開発」第1巻
- 4) 保健福祉部(2012)「第2次標準保育課程の具体的な保育内容及び教師指針」7
- 5) 同上、8
- 6) 保健福祉部(2020.8)「第4次オリニジップ標準保育課程解説書」7
- 7) 保健福祉部(2017)「第3次中長期保育基本計画」26
- 8) イミファ(2020.6.30)「‘よく遊ぶとよく成長する’遊び中心標準保育課程改訂」育児政策フォーラム第64号、22
- 9) 前掲6)7
- 10) 前掲6)11
- 11) 前掲6)9

参考文献

- 保健福祉部「第1次再告示 標準保育課程の具体的な保育内容及び教師指針」2010.9
- 保健福祉部「第2次標準保育課程の具体的な保育内容及び教師指針」2012.2
- 保健福祉部「第3次オリニジップ標準保育課程」2013.1
- 保健福祉部「第3次オリニジップ標準保育課程解説書」2013.1
- 保健福祉部「第4次オリニジップ標準保育課程」2020.4
- 保健福祉部・育児政策研究所「2020改訂標準保育課程(0-2歳)解説書開発研究」2020.5

付記

本研究は、平成30-32年度科学研究費助成事業(基盤研究(C))「韓国幼児教育・保育の現状と発展方向に関する調査研究」(課題番号:18K02515、研究代表者:丹羽孝)の助成を受けて行った研究成果の一部である。